

平成 28 年度  
第 5 回 大阪府環境審議会環境・みどり活動促進部会  
議 事 概 要

日 時：平成 28 年 10 月 26 日（水）10 時 00 分～12 時 00 分  
場 所：大阪府咲洲庁舎 45 階会議室  
出 席 者：増田部会長、佐久間委員、鍋島委員、花田委員、二見委員、

1 開 会

2 議事概要

会議の公開・非公開について審議した結果、原則として公開するが、事業選定にかかる審査については、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が損なわれる恐れがあるため非公開とすることを決定した。

議題 1 「グリーンストリート支援事業」の審査について（資料 1）

申請のあった 2 件について、申請者からの事業計画内容等のプレゼンテーション及び部会委員からの質疑等を実施し、その内容を踏まえて、次の審査基準に基づき、項目ごとに 20 点の配点で審査。

【審査基準】

- ① 緑の量感：緑視効果が高く、まとまりや連続性があるなど、緑の量感を感じられる計画となっているか。
- ② 緑の質：良好な景観形成に寄与する、デザイン性が高い、緑陰を提供するなど、景観面・機能面に配慮された質の高い緑化となっているか。
- ③ 緑の配置・活用：通行者の目に触れるだけでなく、休憩等の利用もできる計画となっているか。
- ④ 適正性：緑化資材が適正に使われており、経費について十分に検証された計画となっているか。
- ⑤ 維持管理・永続性：適切で継続的な維持管理が見込める計画となっているか。  
長期にわたり緑地を維持できる、底地の担保性が高いなど、永続性の高い計画となっているか。

- ・出席委員の合議により評価点を決定し、その合計点数（上記①～⑤の評価点合計）により順位付けを行い、原則として高得点の事業から予算の範囲内で採択する。ただし、同点となった事業については、部会の審議により順位を決定する。
- ・審査に当たっては、評価点の下限値を定め、その点数に満たないものは原則採択しないものとする。（上記項目①～⑤の評価点小計が 60 点に満たないものは採択しない）
- ・申請のあった 2 件について、審査の結果、評価点の下限値以上であり、予算の範囲内であることから、採択について適当と認めた。

## 議題2 「地域環境活動を広げる府民共同発電補助事業」の審査について（資料2）

申請のあった1件について、申請者からの事業計画内容等のプレゼンテーション及び部会委員からの質疑等を実施し、その内容を踏まえて、次の審査基準に基づき、項目ごとに5点の配点で審査。

### 【審査基準】

- ① これまで地域における環境活動を積極的に実施しているか。
- ② 計画している環境活動が、地域環境の保全・創造につながる行動を促すものとなっているか。
- ③ 経費に妥当性があり、かつ計画に実効性があり、景観等の環境面に配慮されているか。
- ④ 太陽光発電導入への波及や府民へのPR効果が期待できる計画となっているか。
- ⑤ 複数の地域団体との連携や、幅広い主体からの協力等、地域に支持された計画であるか。

- ・ 出席委員の合議により評価点を決定し、その合計点数（上記①～⑤の評価点合計）により順位付けを行い、原則として高得点の事業から予算の範囲内で採択する。（今回は1件のみのため、評価点が下限値以上で、予算の範囲内であれば採択）
- ・ 審査に当たっては、評価点の下限値を定め、その点数に満たないものは原則採択しないものとする。（上記項目①～⑤の評価点合計が10点に満たないものは採択しない）
- ・ 申請のあった1件について、審査の結果、評価点の下限値以上であり、予算の範囲内であることから、採択について適当と認めた。

## 議題3 部会運営方法の見直しについて（資料3）

部会の運営方法を見直し、環境とみどりのそれぞれの分野別に、各委員の所掌事項をあらかじめ定める等の見直し案について、審議し、後日開催される大阪府環境審議会での承認を経て、各委員の専門分野について決定することとした。

## 議題4 基金活用事業について（資料4）

みどりの基金、環境保全基金について、平成29年度実施事業について審議し、資料4のとおり実施していくこととした。

## 3 閉会

以上